

14 5か年計画特別委員会における秋山文和県議の修正案の説明と質疑

2017年3月3日

秋山文和委員から提出された第110号議案
に対する修正案の説明

秋山委員

第110号議案「埼玉県5か年計画の策定について」に対する修正案の説明をさせていただく。第2編の第2章についての修正である。

まず、第2編の第2章の1の(1)のウの(ウ)について、「埼玉県5か年計画(案)」の資料では38ページの施策03であるが、児童虐待死亡事例の現状値を3件から13件に修正している。原案における平成23年度から平成27年度における児童虐待死亡事例3件とは、児童相談所が対応していたものに限定されている。この5年間で死亡事例は13件あった。児童相談所のより虐待事案を把握しようという努力促進のため、児童相談所が対応していない案件も指標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の1の(2)のイの(ウ)について、資料では41ページの施策05であるが、「75～79歳の要介護認定率」の施策指標を、「24時間の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村の割合」と「特別養護老人ホームの待機者数」の2つの施策指標に変更する修正である。要介護認定については厚労省の認定基準見直しによって、実際より軽度判定が横行した例もある。過去の5か年計画にない、介護基盤整備を目標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の2の(2)のオの(ウ)について、資料では54ページの施策14であるが、「安定水利権の割合」の施策指標を、「雨水・再生水の利用施設数(国・県・市町村・民間所有施設)」に変更する修正である。安定水利権100%獲得を目標にすることは、ダム事業への更なる協力を余儀なくされる可能性を生む。県水道水の供給量は年々減少しており、巨

額な債務を人口減少社会に課すより、節水型の社会形成を促進し、雨水・再生水の利用施設数を倍加すべきである。

次に、第2編の第2章の3の(1)のアの(ウ)について、資料では66ページの施策20であるが、「学力・学習状況調査における学力状況」の施策指標を、「小学校・中学校における少人数学級の実現割合」と「特別支援学校の不足教室数」の2つの施策指標に変更する修正である。全国学力テストが開始されてから、各地で学校が平均点競争に走らされ、平均点を上げるために先生が正解を教えたり、ドリルばかりで本来の授業がおろそかになるなどの問題が噴出している。全国学力テストは学力形成に有害である。勉強の嫌いな子、学力に遅れのある子が学ぶ喜びを実感できるような、行き届いた教育を実施するためには、少人数学級拡充しかないと考える。また、特別支援学校において、一般就労をする生徒は全体の4割であり、一般就労を希望する生徒も5割に満たない。一方特別支援学校の関係者の切実な願いは教室不足の解消であり、平成26年度の不足教室数に戻すことを施策指標とすべきと考える。

次に、第2編の第2章の3の(1)のカの(ウ)について、資料では71ページの施策25であるが、「不登校(年間30日以上)児童生徒の数及び割合」の施策指標を削除する修正である。不登校という、逃避や休息が必要な場合もある。不登校児童生徒数を減らすことは、そのような機会を奪いかねず、逆効果も起こり得るという、保護者の会の意見があることから削除すべきと考える。

次に、第2編の第2章の4の(1)のイの(ウ)について、資料では83ページの施策32であるが、「経営革新計画の承認件数」の施策指標を、「県制度融資件数」に変更する修正であ

る。経営革新の鍵は、計画を策定したのちの資金調達である。そのためにも、安全な県制度融資が縮小し続けている現状の打開が必要だと考える。

次に、第2編の第2章の4の(2)のアの(ウ)について、資料では88ページの施策36であるが、「農業法人数」と「担い手への農地集積率」の施策指標を、「販売農家の農業就業人口」に変更する修正である。農地集積を施策指標にするのではなく、小規模な家族経営も含めて全ての農家を大切に、育成すべきだと考える。そこで、就業人口に着目し、現状値である約5万8,000人を維持すべきと考える。

次に、第2編の第2章の4の(3)のウの(ウ)について、資料では94ページの施策41であるが、「駅ホームの転落防止設備整備率」の施策指標を、「ホームドア設置駅数」に変更する修正である。内方線付き点状ブロックは平成30年までに整備が国から求められており、達成できる見込みである。一方、ホームドアは、現状では大宮駅など平成33年度までに目途の立っていない駅を残している。ホームドアの技術革新など更なる努力を求めるべきだと考える。

次に、第2編の第2章の6の(1)のエの(イ)について、資料では113ページの施策52であるが、主な取り組みから「マイナンバーの活用による行政手続の利便性向上」を削除する修正である。制度全体で3,400億円を超える巨額な税金支出と、マイナンバー増税と言われる試算さえされていない民間負担を要するプロジェクトであるにもかかわらず、具体的な費用対効果分析がまだ示されていない。国民の個人情報情報を危険にさらし、際限なく公民の費用負担を要するマイナンバー制度の推進のための取り組みを、最上位計画に盛り込むべきではない。

次に、第2編の第2章6の(2)エの(イ)について、資料では119ページの施策57であるが、主な取り組みから「同和問題解決のた

めの教育・啓発活動の実施」を削除する修正である。国の同和対策特別事業の終結から14年が経過し、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にある。人権問題の相談、教育、啓発活動は憲法に基づき一般施策で行うべきである。ところが、昨年12月国会では部落差別を固定化・永久化する恒久法が成立した。この中では部落差別の定義規定はなく、濫用による内心・表現の自由が侵される危険がある。義務付けられる実態調査は旧同和地区住民を洗い出し新たな壁を作り出す危険もある。この法律は撤回されるべきである。また、この法律の下で、主な取り組みに同和教育・啓発が盛り込まれることは極めて危険であり、削除すべきと考える。

以上で説明を終わらせていただく。

秋山文和委員から提出された第110号議案に対する修正案に関する質疑

Q・福永委員

- 1 修正理由には、全国学力・学習状況調査は学力形成に有害であると記載されているが、その認識に間違いはないか。また、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上げるために努力をしている教員がいることについてはどのような認識を持っているのか。
- 2 不登校児童生徒の数及び割合の施策指標を削除する修正案であるが、不登校についてどのような認識を持っているのか。また、修正理由には、保護者の会の意見から削除すべきと考えると記載されているが、保護者の会とはどのような会を指すのか。多くの保護者を代表する会といえるものなのか。さらに、学校関係者は不登校を減らそうと努力しており、中学校であれば平成8年度からさわやか相談室を設けて、教室に行けなくても相談

室に登校してもらい、一步步教室に近づけるようにする取り組みを講じてきたが、このような教員の努力や教育委員会の取り組みを否定しているということか。

A．秋山委員

- 1 全国学力テストの目的は、教える側が子どもたちが理解できているかを把握し、自分の授業の反省に生かす自己点検に使うとともに、子どもたちに結果をフィードバックするというものであると考える。全国学力テストは、全国一律で実施し、結果が出るのに数か月もかかることから、子どもたちが満足に振り返りをする事ができない。テスト全てを否定しているのではなく、施策指標として掲げることは適切ではないと考えている。指標にすることで、子どもたちの点数競争に追いやられ、学校のランク付けなどに傾く心配ある。教育の本来の目的は人格の完成である。その本来の目的から外れるという点においては有害であるとする。教員が児童生徒に学力を身に付けさせるのは教員として当然の努力だが、努力を全国学力テストの結果だけで測ることは良くないという認識である。
- 2 不登校は、過度の競争やいじめなど様々な要因から心身にダメージを受け、学校に行けなくなるもので、全国で11万人いるといわれている。そのような子どもたちにとって、例えば保健室登校など、居場所は多様であっていい。質疑の中でも話のあったさわやか相談室もその1つである。不登校を悪いものと決めつけ、子どもの心身の問題とだけ捉えるのは良くないという認識である。また、我々は不登校児童生徒を抱える多くの方から様々な話を聞いている。保護者の会を設立して親としての受け止め方や子どもとの接し方を話し合ったりしている方もいる。そのような方々から御意見や御要望を聴いている。教員

が不登校を減らそうとする努力は当然のことである。ただし、子どもたちが心身にダメージを受けるのは、本人の資質や内面の問題だけではないと捉えなければ問題は解決していかないと思う。

Q．福永委員

不登校を悪いものと決めつけるのは良くないとの話があったが、不登校には重層的・複合的な要因がある中で、1人でも多くの児童生徒が学校に行けるように、不登校児童生徒の数及び割合が施策指標とし、教員の努力や家庭と学校の連携を進めていこうとしている。指標を変えろということは、不登校を減らすこと自体は悪だと考えているということか。

A．秋山委員

不登校を減らすことを悪だという答弁に聞こえてしまったのであれば訂正する。不登校を悪いものと決めつけるのは子どもを追い詰めるということである。多様な在り方があるべきであり、学校関係者が不登校を減らす努力をするのは当然だが、施策指標にすべきではないと考える。

Q．中川委員

- 1 不登校についての指標がなくなることの危険性を感じる。いじめだけでなく、親の虐待、ネグレクトなどによって本来学校に行けるはずの子どもが不登校になっているという実態もある。不登校についての指標を削除することはそれらに対する問題意識が薄れてしまうおそれがあるのではないかと。
- 2 修正案では、指標に「販売農家の就業人口」を加え、「農業法人数」を削除しているが、両方の指標があってもいいのではないかと。

A．秋山委員

- 1 家庭の事情が子どもの心身にダメージを与える例ももちろんあると思うが、むしろ不登校は学校に行けず親の元にいたいということである。親も子どものことを考えれば無理に登校させないようになってきている。家庭の事情が原因で不登校になっている子どもは虐待対策の問題として考えるべきであると認識している。
- 2 現在のように食料自給率が下がり、農家の高齢化も進んでいる中では、全体としての農家を維持していくことが必要である。大規模農家や農業法人に特化することでは、結果的には農業は守れないと考える。

Q．中川委員

指標に「小学校・中学校における少人数学級の実現割合」と「特別支援学校の不足教育数」を加えている。特別支援学校については、増やすことで普通高校に入学できる子どもの機会を奪い、働けなくなることを誘発することにもなるので不適切ではないかとも思う。追加した2つの指標の目標を達成するために、一定の財源の裏付けも必要であるが、それぞれおむねどのくらいの財源が必要であり、その財源をどう捻出できると考えているのか。議会で修正案を出すのであれば、責任を持って答えていただきたい。

A．秋山委員

埼玉県では小学校1年生と2年生は少人数学級としているが、新たに小学校3年生から小学校6年生と、中学校1年生から中学校3年生までを35人の少人数学級とする場合、小学校で年間71億円、中学校で年間46億円、合計で

年間117億円の予算が必要である。特別支援学校は建設におおよそ20億円から30億円程度が必要になると考えている。財源については、今どこからどう捻出するかについて私が言う立場にはないが、少人数学級に踏み出すということであれば、当然財源は確保するということになる。

Q．中川委員

財源について言う立場にないというのは逃げである。修正案が可決されれば、執行部は予算組みをしていくことになる。来年度予算では新たな事業の予算がどれくらいあるのかを知った上で、このような新たな負担が必要だということを行っているのか。議会が決めたから予算を確保しろというのは立場が違うのではないか。

A．秋山委員

仮に小学校・中学校で全て少人数学級を実現するとすれば、年間117億円の予算が必要であり、5年間かけて拡大するとすれば、年間24億円ずつ増えていくことになる。財源をどうするかははっきり言えないが、予算というのは必要な事業には付け、その分ほかの事業予算が少なくなるのが当たり前の話である。細かいところは把握していないが、一般会計の予算は1兆8,000億円台だと認識している。

Q．中川委員

当初予算の事業概要の資料で、新規とされている事業を行っても、更に少人数学級のための予算が確保できると考えているのか。

A．秋山委員

必要な事業の分の予算を先に確保するのが当然の考え方である。

Q・江原委員

- 1 主な取り組みから「同和問題解決のための教育・啓発活動の実施」を削除する修正があるが、昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が制定されている。この法律は、現在もなお部落差別が存在しているとの認識の下に、情報化時代の進展に伴い部落差別の状況が変化している中で、基本理念や差別解消についての地方公共団体の責務を定め、対応していくとしたものだが、この法律についてどう考えているのか。
- 2 インターネットにおける新たな部落差別や「鳥取ループ」の問題についてどう考えるか。

A・秋山委員

- 1 部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたことは承知している。日本共産党はこの法律の制定に反対した。国の同和事業が14年前に終了し、差別問題は実質的には解消していると多くの国民が認識していると考えられている。この法律では、部落地域を掘り起こして調べるとしているが、これでは新たな差別を生み出すことになり、絶対にやるべきではない。このため、主な取り組みからも削除するという提案である。
- 2 インターネットによる新たな部落差別が起こっているとは考えていない。委員会での質疑に対しても、件数は僅かであるとの答弁があり、針小棒大に取り上げて取り組むものではないと考えている。「鳥取ループ」については認識していない。

Q・江原委員

インターネット上の部落差別がないという認識だということだが、「鳥取ループ」の問題を知らないということが正に認識不足を示している。
(意見)

第110号議案の原案及び修正案に対する討論

秋山委員

木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案及び原案に対する反対討論を行う。

まず、木下高志委員ほか2名から提出された第110号議案に対する修正案についてである。同修正案の中には、評価できる部分がある。しかし、次の点から同修正案には反対する。

第1は、安定水利権獲得を1年前倒しとする点である。安定水利権100%獲得を目標にすることはダム事業への更なる協力を余儀なくされる可能性を生む。県水道水の供給量が年々減少する中、巨額な債務を人口減少社会に課すより、節水型社会の形成を促進すべきである。

第2は、「固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず」という文言を削除したことである。内閣府の平成28年9月の意識調査においても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の方は4割いる。事実として性別役割分担の意識は十分解消されていないことから削除に賛成できない。

第3は、太陽光発電や温暖化対策など、これからのエネルギーや環境政策の中心となるべき文言が削除されていることである。

次に、原案について、主な反対理由を述べる

第1は、自民案同様、安定水利権100%獲得を施策指標としていることである。

第2は、全国学力・学習状況調査の平均正答率を施策指標としていることである。全国学力

テストが開始されてから、各地で学校が平均点競争に走らされ、平均点を上げるために先生が生徒に正解を教える、ドリルばかりで本来の授業がおろそかになるなど問題が噴出している。全国学力テストは、学力形成に有害である。行き届いた教育を実施するため、少人数学級をはじめとした教育環境整備を急ぐべきである。

第3は、主な取り組みとして、同和問題解決のための教育・啓発活動の実施が含まれていることである。国の同和对策特別事業の終結から14年が経過し、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にある。人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づき一般施策で行うべきである。

第35号議案ないし第42号議案並びに第36号議案及び第38号議案ないし第41号議案に対する修正案に対する討論

秋山委員

自民から提出された第36号議案及び第38号議案ないし第41号議案までの5つの議案に反対、第38号議案の原案に反対、そのほか議案の原案に賛成の立場で討論する。

第36号議案の修正案では、「固定的な性別役割分担意識は解消されておらず」と「性別による固定的な役割分担意識、また、それに基づく社会における制度や慣行は依然として根強く残っています」を削除するとしているが、県アンケートや総務省調査でも4割を超える方々に性別役割分担意識があることが明らかであり、削除には反対である。

次に、第38号議案は、国会でも、日本共産党が、「国土強靱化基本法」は国土を災害などから強くすることよりも大開発優先であることを批判し反対した。原案では、「水の効率的利用の推進」において、「必要水源量を確保するため、

未完成の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかける」とあり、ハツ場ダムや思川開発を推進することから原案と修正案に反対である。

次に、第39号議案の修正案は、「東日本大震災発生により、大規模発電所に依存したエネルギー供給構造は、大規模停電など脆弱性を有することが明らかとなりました。災害に強いエネルギー供給構造は分散型電源（太陽光やバイオマスなど消費地近くで行う発電）が30%以上と言われています」の部分と、施策指標「住宅用太陽光発電設備の設置数」を削除するものである。これは、原発事故の痛苦の教訓から、原発に依存しない分散型電源とその1つの方策である埼玉に適した太陽光発電を否定するものであり、削除には反対である。なお、第41号議案の修正案にも、「住宅用太陽光発電設備の設置数」の削除があり賛成できない。

最後に、第40号議案の修正案では、「埼玉の成長を支える拠点づくり」の「北部地域振興拠点の検討・推進」を削除するとしているが、同拠点には課題もあり、検討は必要と考え削除に反対である。